髙島屋のスゴイ積立の会則（契約約款）を充分お読みいただいたうえ、お申し込みください。

髙島屋のスゴイ積立　会則（契約約款）

株式会社髙島屋友の会

第１条　名称等

本会の名称は「髙島屋友の会」と称し、本会が提供するお買物積立のサービスが「髙島屋のスゴイ積立［スゴ積み］」（以下、「［スゴ積み］」と表記）です。本会は、東京都中央区日本橋2丁目4番1号所在の株式会社髙島屋友の会が運営します。

第２条　目的等

本会は、髙島屋をご愛顧くださる満15歳以上で日本国内居住の個人会員の方々にお買物等の便宜を図ることを目的とします。

第３条　入会・会員および特典

（1）本会へ入会ご希望のお客様は、会則〈契約約款〉（以下、「会則」と表記）に同意し、髙島屋ネオバンクアプリ（以下、「アプリ」と表記）の［スゴ積み］から所定の手続きにより積立利用契約（以下、「契約」と表記）を申し込み、本会が契約を承諾したときに入会および契約成立とします。

（2）本会は「積立申し込みから会費完納後のチャージまでの期間」および「お買物残高（※1）を利用できる期間」の契約を有する個人会員を［スゴ積み］会員（以下、「会員」と表記）とします。

なお、積立金が3カ月連続で引き落としできなかった場合は会員資格が失効となります。

※1　会則第9条 「お買物残高」をご参照ください。

（3）会員は積立金の完納後にボーナス（※2）を受け取れるほか、随時本会が提供する各種サービスをご利用いただけます。

※2　会則第8条 「積立方法」をご参照ください。

（4）本会の特典を受けることができる方は、本条（1）に定める会員ご本人様に限ります。

第４条　会則

（1）会則は、契約条件等を記載したものです。

本会に入会していただくにあたり、会則の内容について同意いただくことが条件となります。

会則はアプリ内の［スゴ積み］より、もしくは髙島屋友の会のホームページ上でいつでも閲覧することができます。

（2）本会は、以下の場合に、当会則を変更することができます。

①会則の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

②会則の変更が、本会の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

（3）本会は前項による会則の変更にあたり、変更後の会則の効力発生日の1カ月前までに会則を変更する旨および変更後の会則の内容とその効力発生日をアプリ等で通知します。

第５条　会員証

（1）契約のお申し込みとともに、アプリ内に会員証が表示されます。

（2）会員証は本会が提供するサービスを会員が利用する際に、ご提示いただくことが必要な場合があります。なお、会員証のご利用は会員ご本人様に限ります。

（3）ご利用のスマートデバイスを盗難・紛失等された場合は、会員ご本人様のお申し出により、アプリ機能の無効およびその利用を停止いたします。なお、盗難・紛失等のお申し出前の第三者によるご利用については、原則、会員ご本人様にご負担いただきます。

第６条　本人確認

本会相談窓口へお問い合わせいただく際、会員ご本人様を証明するものとしてご登録情報の会員氏名・生年月日・電話番号の確認をさせていただく場合があります。

第７条　住所変更等の届出

アプリにご登録いただいた氏名・住所・電話番号・メールアドレス等に変更があった場合は、すみやかにアプリ上で変更の手続きを行ってください。

変更の届出がない場合、本会へ届出済みの内容に従い本会が発した通知は、会員に到達したものとみなし、再通知は行いません。

また、ご登録情報が変更となり、本会に届出がない場合には、お問い合わせ等に対応できない場合がございますので、ご注意ください。

第 8 条　積立方法

（1）積立契約申し込みの翌月10日（※1）を1回目の積立金引落日とし、以降、下表に記載されている内容に基づき、毎月積立金の引き落としを行います。なお、積立途中でのコース変更および1口の契約金額の変更はできません。

（2）積立金引落口座は、アプリ上で開設いただいた住信 SBI ネット銀行タカシマヤ支店口座に限ります。
また、積立金は毎月10日（※1）に引き落としいたします。
積立金の領収証については、銀行口座の入出金明細をもってかえさせていただきます。
※1　金融機関休業日は翌営業日。

（3）銀行等金融機関への預金と異なり、お預かりした積立金に利息は発生いたしません。

【1年積立コース】

コース名	積立期間 および回数	積立金総額 （一口あたり）	毎月の積立金 （一口あたり）	ボーナス （一口あたり）	お受取額 （一口あたり）
5,000 円コース	1 ヵ年 12 回	60,000 円	5,000 円	5,000 円	65,000 円
10,000 円コース	1 ヵ年 12 回	120,000 円	10,000 円	10,000 円	130,000 円
30,000 円コース	1 ヵ年 12 回	360,000 円	30,000 円	30,000 円	390,000 円
50,000 円コース	1 ヵ年 12 回	600,000 円	50,000 円	50,000 円	650,000 円
100,000 円コース	1 ヵ年 12 回	1,200,000 円	100,000 円	100,000 円	1,300,000 円

【半年積立コース】

コース名	積立期間 および回数	積立金総額 （一口あたり）	毎月の積立金 （一口あたり）	ボーナス （一口あたり）	お受取額 （一口あたり）
10,000 円 半年コース	6 ヵ月 6 回	60,000 円	10,000 円	4,000 円	64,000 円

【初回特典付コース】（※1）

コース名	積立期間 および回数	積立金総額	毎月の積立金	ボーナス	お受取額
10,000 円 半年トライアルコース	6 ヵ月 6 回	60,000 円	10,000 円	6,000 円	66,000 円

（※1）

① 【初回特典付コース】は、2025 年 3 月 13 日以降に[スゴ積み]に初めて入会し、最初に積立契約をお申し込みされる方が対象です。

② 【初回特典付コース】のお申し込みはお一人様1回限り、1 口のみとさせていただきます。

③ 「解約・解除」によりお積み立てが中断された場合、【初回特典付コース】を再度お申し込みいただくことはできません。

④ [スゴ積み]のボーナス特典付キャンペーン実施時に、キャンペーン対象となる積立コースと【初回特典付コース】を併せて申し込むことはできません。

第 9 条　お買物残高

（1）お買物残高とは、国内の髙島屋各店（ジェイアール名古屋タカシマヤ、いよてつ髙島屋〈松山〉、専門店の一部を除く）ならびに髙島屋オンラインストア、タカシマヤファッションスクエア等において、商品等とお引き換えできる残高です。

（2）お買物残高としてのお受取額は第8条記載の表よりお選びいただきました、ご契約コースの12回目または6回目の積立が完了した月の翌月1日にアプリのお買物残高へ積立金総額にボーナスを加えチャージいたします。

（3）お買物残高の利用期限は、チャージされた月を含めて24カ月目の末日とします。

（4）利用期限後にお買物残高が存在している契約は、第12条の解除に基づき、ボーナスを差し引いた金額をご利用中の住信 SBI ネット銀行タカシマヤ支店口座に、利用期限翌月15日（※1）に返金いたします。

※1　金融機関休業日は翌営業日。

（5）お買物残高は、契約番号順にお支払いに利用されます。

また、契約ごとでは、積立金額を先に全額利用した後、続いてボーナスが利用されます。

第 10 条　会費完納とご利用手続き等

（1）会費の完納は、第8条に記載する毎月の積立金を積立期間の最終月まで継続して、契約金額に至るまで払い込みいただくことをいい、最終払い込み月の末日をもって満期とします。

（2）第8条記載の表に基づく毎月の積立金の最終払い込み確認後、翌月１日にアプリのお買物残高へ積立金総額にボーナスを加えた金額をチャージいたします。その際、アプリ上でその旨を通知いたします。

（3）お買物残高のご利用は、会員ご本人様に限ります。また、他者への譲渡・売却はできません。

（4）お買物残高の悪用およびそれによる被害を回避するため本会が必要と認めたときは、一時的にお買物残高の利用を停止する場合があります。

第 11 条　商品引き換え等

会員は、アプリの決済画面を用いることにより、国内の髙島屋各店（ジェイアール名古屋タカシマヤ、いよてつ髙島屋〈松山〉、専門店の一部を除く）ならびに髙島屋オンラインストア、タカシマヤファッションスクエア等にてお買物残高の範囲内で商品とお引き換えできます。

ただし、次の商品等はご利用除外となります。

商品券、各種ギフト券類、金・銀・白金等の地金類、各種チケット類の購入、ならびにタカシマヤの各種クレジットカードでの商品購入後のご入金、その他髙島屋が指定するもの等。詳しくはお買物時にご確認ください。

なお、アプリの決済画面を用いるとは、株式会社髙島屋が提供し、アプリに搭載されるスマートデバイスによる決済サービス(以下、「スマホ決済サービス」と表記)を利用することを指し、会員は、スマホ決済サービスの利用にあたり、株式会社髙島屋が定める「髙島屋ネオバンク　スマホ決済サービス利用規約」(https://www.takashimaya.co.jp/neobank/payment-rules.pdf)に別途同意いただく必要があります。

第 12 条　解約・解除・退会

（1）積立契約は、会員のお申し出により、すべての契約もしくは契約ごとに解約することができます。

①積立期間（1カ年12回、6カ月6回）満了前の場合には、既に払い込みの会費に相当する額を積立金引落口座に返金いたします。

②積立期間（1カ年12回、6カ月6回）満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えたお買物残高からボーナスを差し引いた金額（本会が回収）を積立金引落口座に返金いたします。ボーナス分は第8条記載の表に基づき、一口の契約ごとに差し引きます。

なお、各契約のお買物残高がボーナス金額を下回っている場合は、その契約のお買物残高の返金額は 0 円といたします。

（2）本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、当該の契約を強制的に解除できるものとします。

その際は、本条の(1)に基づき当該の契約を解除し、返金いたします。

①会費の引き落としについて、遅滞されたため、本会からその旨を都度ご通告したにもかかわらず3カ月連続で引き落としができなかった場合

②お買物残高へチャージされた月を含めて24カ月目の末日までに当該の契約のお買物残高が残っている場合

（3）本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、その他本会において会員として不適格と認めたとき、会員資格を取り消すことができます。

その際は、本条の（1）に基づきすべての契約を解除し、返金いたします。

①会員情報やその他の届け出に虚偽の記載があったとき

②本会則のいずれかに違反したとき

③第三者への転売その他不正目的での入会であると本会が判断したとき

④暴力団、総会屋等またはこれらに準じる反社会的勢力の構成員または準構成員である等の関わり合いのあることが判明した場合等

（4）会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当する場合、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。

（5）本条前各項の解約・解除によって、すべての契約がなくなった時点で会員資格が消滅し、退会となります。

第 13 条　積立金の精算

（1）前条（1）および（2）による解約・解除、または前条（3）会員資格の取消により、積立契約の一部もしくはすべての精算を行う場合は、（1）（2）の解約・解除のお申し出の日または（3）の会員資格取消の日から精算期間45日以内に、既に払い込みの会費に相当する額を積立金引落口座に返金いたします。

返金口座が存在しない等の理由で口座への返金ができなかった場合、既に払い込みの会費相当額を請求する権利は、精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅します。

（2）会員が前条（4）による解約により本会を退会したときは、次の①または②の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

①積立期間満了前の場合は、既に払い込みの会費およびその額に法定利率を乗じた金額の合計

②積立期間終了後の場合は、それまでに商品等に引き換えた後のお買物残高からボーナス相当を差し引いた金額とそれに法定利率を乗じた金額の合計

（注）なお②において、ボーナス相当分の額は、商品等にお引き換えされていないお買物残高に、ボーナス付与割合を勘案して

[1]「10,000 円半年トライアルコース」の場合は、1/11を乗じた額（百円未満切捨て）

[2]「10,000 円半年コース」の場合は、1/16を乗じた額（百円未満切捨て）

[3]上記を除くその他のコースの場合は、1/13を乗じた額（百円未満切捨て）として計算いたします。

第 14 条　会員の個人情報の利用等

会員は、本会が会員の個人情報を以下のとおり取り扱うことに同意します。

（1）本会は、下記①から④の目的のために、下記（ア）（イ）の個人情報（以下、（ア）（イ）を総称して「個人情報」と表記）を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築および社内規定の策定をしたうえで収集し利用します。

①本会則に基づく商品の売買の取次ぎ業務および本業務について連絡をする必要のある場合の連絡・通知

②本会が行っている事業の商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の宣伝印刷物送付等による営業案内

③本会が行っている事業における市場調査（アンケートのお願い）・商品開発

④本会が行っている事業における付帯サービスの提供

(ア)氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、年齢、メールアドレス（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます）

(イ)申込日、入会日、会員番号、契約コース名、前受金残高、お買物残高の利用状況等に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます）

（2）本会と個人情報の提供に関する契約をした株式会社髙島屋、髙島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社、髙島屋スペースクリエイツ株式会社、東神開発株式会社、株式会社セレクトスクエア等の髙島屋グループ関連会社および住信SBIネット銀行株式会社は、

(1)記載の個人情報を下記①から④の目的のために、利用いたします。

①髙島屋グループ関連会社が提供している商品・サービスの取引内容について連絡をする必要のある場合の連絡・通知

②髙島屋グループ関連会社が行っている事業の商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の宣伝印刷物送付等による営業案内

③髙島屋グループ関連会社が行っている事業における市場調査（アンケートのお願い）・商品開発

④髙島屋グループ関連会社が行っている事業における付帯サービスの提供

ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。個人情報開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、第20条記載の本会ご相談窓口までお願いします。

（3）会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報の開示を求めることができ、それにより、会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し訂正等を求めることができます。開示請求にあたっては、1回の請求にあたり手数料 500 円（税込）を頂戴いたします。また、個人情報の開示および利用目的に関して、郵送等で通知させていただく場合は、別途実費を頂戴することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

（4）各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の請求や、個人情報開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、第20条記載の本会ご相談窓口までお願いします。

第 15 条　積立・お買物残高のご利用に関わるサービスの停止

(1) 本会は、以下のいずれかに該当する場合、積立・お買物残高のご利用に関わるサービス(スマホ決済サービスを含みますがこれに限りません。以下、「本サービス」と表記)の運用の全部または一部を中断・中止することができるものとします。

①本サービスの運用に関わる、システムの保守・点検を行う場合

②本サービスの提供のため、株式会社髙島屋または株式会社セレクトスクエアが設置または管理するアプリ、サーバ、通信回路または通信手段、POS レジ等設備の異常、故障、障害、その他本サービスを会員に提供できない事由が生じた場合

③戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、輸送手段の混乱、その他本会の合理的支配を超える事由により、本会サービスの運用ができなくなった場合

④その他、本会が会員による本サービスの利用に際して、運用上または技術上必要と判断した場合

(2)本会は、故意または重過失による場合を除き、本サービスの運用の中断または中止によって生じた会員の損害につき、一切責任を負わないものとします。

第 16 条　免責事項

（1）本会は、次の各号について、一切保証しないものとします。

本会のサービスの利用に際しては、会員ご自身が、本会のサービスにおいて提供される情報やサービスの有用性等を判断し、会員ご自身の責任でご利用ください。

①本サービスにおいて提供される情報に関する有用性、完全性、正確性、安全性、および最新性等

②本サービスの提供に不具合、エラーまたは障害が生じないこと

③本会のサービスおよび本会のサービスを通じて入手できる商品、情報等が会員の希望または期待を満たすものであること

④本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータ・ウィルス等の有害なものが含まれていないこと

（2）会員のご登録情報に不備または不正確な情報がある場合、および会員の事情に起因して会員が決済を完了できない場合、これらの事情により発生した会員の損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。

（3）天災、火災、停電等の不可抗力、通信回線やコンピューター障害によるサービスの中断、遅延、中止等により生じた損害について、本会は一切の責任を負わないものとします。

（4）会員は、本サービスの利用端末を自己の責任で厳格に管理し、第三者に利用させないようにするとともに、利用端末の画面ロックまたは画面ロックと同等の利用端末を第三者に利用させないための措置を行うものとします。

（5）会員は、利用端末の紛失、盗難に備え、あらかじめ遠隔操作による利用端末のロック、利用端末のデータ消去など利用端末が提供する遠隔操作による利用端末を利用させない措置に必要な設定を行うものとします。

また会員は、利用端末の紛失、盗難の可能性が生じた場合、お申し出により、サービスの無効およびその利用を停止することができます。

（6）会員が前項の記載に反して生じた損害は、会員の負担とし、本会はその責任を負わないものとします。

（7）本項に基づき、本会の故意・重過失、責務不履行または不法行為により会員に損害が生じた場合、通常生じうる損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

第 17 条　反社会的勢力の排除

（1）入会申込者および現会員（本条では両者を「会員」と表記）は、会員が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの

②暴力団準構成員

③暴力団関係企業の役職員

④総会屋、社会ゴロ等

⑤社会運動・政治活動等標ぼうゴロ

⑥特殊知能暴力集団

⑦前各号の共生者

⑧テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

⑨その他前各号に準じる者

（2）会員は、自らまたは第三者を利用して当社または当社の提携先（以下、「当社等」と表記）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社等の信用を毀損し、または当社等の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

（3）本会は、会員が（1）（2）に違反していると疑われる場合には、［スゴ積み］の利用を一時停止できるものとします。

また、本会は、会員に対し、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当該事項が事実であると判明した場合または合理的期間内に報告書の提出がない場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。

第 18 条　営業保証金および前受金保全措置等

（1）本会は割賦販売法に基づき、会員に払い込みいただいた会費および契約金額に相当する商品等に引き換えされていない残高の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託および供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金

東京法務局

東京都千代田区九段南1丁目1番15号
供託委託契約の受託者
日本割賦保証株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目13番3号
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社りそな銀行
大阪市中央区備後町2丁目2番1号
三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
日本生命保険相互会社
大阪市中央区今橋3丁目5番12号

ただし、上記機関については、本会の都合により変更する場合があります。ご確認の際は、本会相談窓口まで直接お問い合わせください。

(2)会員は、積立金または商品等に引き換えされていない残高について割賦販売法に基づき、営業保証金または前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第 19 条　営業地域

本会の営業地域は日本国内を対象とします。

第 20 条　本会に関するご相談窓口

本会が提供する[スゴ積み]ならびに会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご意見等は下記の窓口にて承ります。

株式会社　髙島屋友の会
TEL　03-3246-4363
東京都中央区日本橋2丁目12番10号　髙島屋グループ本社ビル

本会は、割賦販売法で定める前払式特定取引業者として、経済産業大臣の許可のもと、割賦販売法(前払式特定取引)に基づき、運営しています。

許可番号、経済産業大臣許可、友第3006号
この会則〈契約約款〉は2025年3月13日から適用します。